

# 電気通信大学ファカルティ・ディベロップメント推進規程

平成20年 3月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、大学設置基準第25条の3及び大学院設置基準第14条の3の規定に基づき、本学におけるファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「FD」とは、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究のことをいう。

(FDの具体的取組)

第3条 本学では、授業及び研究指導の内容及び方法の不断の改善を図るため、以下に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) シラバスの定期的点検
- (2) 学生による授業評価
- (3) 成績分布調査
- (4) 公開授業
- (5) 新任教員研修
- (6) 各部会、専門分野ごとの研究会
- (7) 学生の教育ニーズの把握のためのアンケート調査等
- (8) その他、FD推進のために必要な取組み

2 前項に掲げる事項の具体的実施細目は、それぞれ別に定める。

(FD推進組織)

第4条 以下の各号に掲げる者及び組織は、当該各号に定めるところにより、前条に掲げるFDの具体的取組みを推進する責務を負う。

- (1) 学長  
本学におけるFD活動を総括する。
- (2) 大学教育センター長  
学長の指示に基づき、FDに関する業務を掌理する。
- (3) 大学教育センター  
本学におけるFDに関する具体的取組みの企画、立案、取りまとめを行う。
- (4) 部局長等  
大学教育センター長と連携し、当該部局等におけるFD活動を総括する。
- (5) 部局等FD専門委員  
部局長等の指示の下、大学教育センターと連携し、各部局等内におけるFDの取組を推進する。
- (6) 各教員  
FDの具体的取組みを通じて、教育内容・方法等について、不断の改善を図る。

2 前項第5号の部局等FD専門委員は、各部局等における適切な単位ごとに当該部局長等が指名する。

(公表)

第5条 FDの結果については、適切な方法で、公表するものとする。

(FDの活用等)

第6条 第3条に掲げる具体的取組みの結果は、本学の教育上の目的を踏まえた教育改善や各教員の職能開発のために活用されなければならない。

2 学長は、特に必要があると認めるときは、各部局長等に対して、改善勧告を行うものとする。

3 前項により改善勧告があった場合は、当該部局長等は必要な改善策を講じるとともに、その結果を速やかに報告するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、FDの推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月25日から施行する。